

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p>2020年 2月 27日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>2018年 2月 28日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>届出日を更新</p>
<p>第2条(管理委託契約)</p> <p>委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物(委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。)の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾(委託者が管理委託契約で指定するところによります。)について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務(利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務)を行うこと並びに補償金の受領および分配を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。</p> <p>(1)オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記録媒体など音を固定するもの(オルゴールを含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(2)ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含みます。)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>第2条(管理委託契約)</p> <p>委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物(委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。)の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾(委託者が管理委託契約で指定するところによります。)について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務(利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務)を行うこと並びに補償金の受領および分配を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。</p> <p>(1)オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(オルゴールを含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(2)ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含む)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

(3)映画録音に関する利用許諾

映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。

(4)ゲーム録音に関する利用許諾

ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含むがこれらに限られ**ません**。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記録媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。

(5)広告目的で行う複製に関する利用許諾

広告に利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。

(6)出版に関する利用許諾

印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。**なお、本号の委任には、著作権法に定める教科用図書等への掲載等にかかる補償金の受領の委任を含むものとします。**

(7)貸与に関する利用許諾

商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。

(8)放送・有線放送に関する利用許諾

放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。

(3)映画録音に関する利用許諾

映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。

(4)ゲーム録音に関する利用許諾

ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含むがこれらに限られ**ない**。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。

(5)広告目的で行う複製に関する利用許諾

広告に利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。

(6)出版に関する利用許諾

印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。

(7)貸与に関する利用許諾

商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。

(8)放送・有線放送に関する利用許諾

放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。

変更

変更
変更

使用教科書等掲載補償金の受領を開始した為、追加

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>(9)インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物をカラオケ施設等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信することの許諾をいいます。</p> <p>(11)演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12)カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾 カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏、上映または伝達することの許諾をいいます。</p> <p>(13)その他の演奏等に関する利用許諾 本条第11号および第12号に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>	<p>(9)インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物をカラオケ施設等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信することの許諾をいいます。</p> <p>(11)演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12)カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾 カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏、上映または伝達することの許諾をいいます。</p> <p>(13)その他の演奏等に関する利用許諾 本条第11号および第12号に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>	<p>追加</p>
<p>第8条(管理手数料)</p> <p>1.委託者はNexToneに対して、管理手数料として、NexToneが利用者から徴収した使用料および補償金(以下「使用料等」といいます。)にNexToneが別途「管理手数料実施料率」に定める料率を上限とする料率を乗じて算出された額を支払うものとします。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、NexToneが管理業務の一部を外国著作権管理団体等に再委託したときは、NexToneは、外国著作権管理団体等との間で定めた料率に、NexToneが定める料率を加算した料率を用いて、管理手数料の額を算出することができるものとします。</p>	<p>第8条(管理手数料)</p> <p>1.委託者はNexToneに対して、管理手数料として、NexToneが利用者から徴収した使用料および私的録音補償金(以下「使用料等」といいます。)にNexToneが定める料率を乗じて算出された額を支払うものとします。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、NexToneが管理業務の一部を外国著作権管理団体等に再委託したときは、NexToneは、外国著作権管理団体等との間で定めた料率に、NexToneが定める料率を加算した料率を用いて、管理手数料の額を算出することができるものとします。</p>	<p>私的録音補償金以外の補償金の受領も含むため、削除 追加</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第9条(利用許諾契約の締結等)</p> <p>1.NexToneは、別途定める「使用料規程」に基づき、利用者と著作物利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、NexToneは、著作権利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ合理的な範囲で、「使用料規程」に定める使用料の額の一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとしします。</p> <p>3.NexToneは、前項に定める他、天災地変、政府または政府機関の行為、法律・規則・命令の遵守、火災、嵐、洪水、地震、戦争、暴動その他不可抗力により、「使用料規程」に定める使用料その他利用者と合意した使用料を徴収することが適切でないとNexToneが判断する場合は、その一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとしします。</p> <p>4.NexToneは、法令その他の定めに従い分配された補償金を受領します。</p> <p>5.次の各号に掲げる利用許諾について委託者が指定したときは、「使用料規程」に定めるとおり、委託者がその使用料の額を定めるものとします。</p> <p>(1)商品化に利用することを目的とするオーディオに関する利用許諾</p> <p>(2)商品化に利用することを目的とするビデオグラムに関する利用許諾</p> <p><u>(3)上映を目的とするビデオグラム(ただし、結婚式等のビデオグラム(「使用料規程」第6条4項11号に定めます。)を除きます。)に関する利用許諾</u></p> <p><u>(4)インタラクティブ配信に関する利用許諾のうち、一般ゲーム(「使用料規程」8.2.8に定める特定ゲーム以外のゲームをいいます。)の配信に関する利用許諾</u></p> <p><u>(5)映画録音に関する利用許諾</u></p> <p><u>(6)ゲーム録音に関する利用許諾</u></p> <p><u>(7)広告目的で行う複製に関する利用許諾</u></p> <p><u>(8)商品化に利用することを目的とする出版に関する利用許諾</u></p>	<p>第9条(利用許諾契約の締結等)</p> <p>1.NexToneは、別途定める「使用料規程」に基づき、利用者と著作物利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、NexToneは、著作権利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ合理的な範囲で、「使用料規程」に定める使用料の額の一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとしします。</p> <p>3.NexToneは、前項に定める他、天災地変、政府または政府機関の行為、法律・規則・命令の遵守、火災、嵐、洪水、地震、戦争、暴動その他不可抗力により、「使用料規程」に定める使用料その他利用者と合意した使用料を徴収することが適切でないとNexToneが判断する場合は、その一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとしします。</p> <p>4.NexToneは、法令その他の定めに従い分配された私的録音補償金を受領します。</p> <p>5.次の各号に掲げる利用許諾について委託者が指定したときは、「使用料規程」に定めるとおり、委託者がその使用料の額を定めるものとします。</p> <p>(1)商品化に利用することを目的とするオーディオに関する利用許諾</p> <p>(2)商品化に利用することを目的とするビデオグラムに関する利用許諾</p> <p><u>(3)インタラクティブ配信に関する利用許諾のうち、一般ゲーム(「使用料規程」8.2.8に定める特定ゲーム以外のゲーム)の配信に関する利用許諾</u></p> <p><u>(4)映画録音に関する利用許諾</u></p> <p><u>(5)ゲーム録音に関する利用許諾</u></p> <p><u>(6)広告目的で行う複製に関する利用許諾</u></p> <p><u>(7)商品化に利用することを目的とする出版に関する利用許諾</u></p>	<p>私的録音補償金以外の補償金の受領も含むため、削除</p> <p>変更</p> <p>新設</p> <p>(3)新設により号数繰り下げ変更</p> <p>(3)新設により号数繰り下げ</p> <p>(3)新設により号数繰り下げ</p> <p>(3)新設により号数繰り下げ</p> <p>(3)新設により号数繰り下げ</p>
---	---	---

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

附則 本約款は、 <u>2020</u> 年4月1日より改訂します。 以上	附則 本約款は、 <u>2018</u> 年4月1日より改訂します。 以上	改訂日を更新
--	--	--------